

茨市推第 288 号
令和 2 年 5 月 18 日

各コミュニティセンター
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

大阪府緊急事態措置を踏まえた本市の対応等について（お知らせ）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和 2 年 5 月 14 日、緊急事態措置を実施すべき区域や基本的対処方針が変更されたほか、大阪府では、国の決定及び大阪モデルを踏まえ、緊急事態措置が改正されました。

大阪府の緊急事態措置の改正といたしましては、これまでの実施内容を一部解除するとされていますが、本市では、5 月 5 日開催の茨木市新型コロナウイルス対策本部において、市公共施設の休館を 5 月 31 日まで延長することを決定するとともに、地域の皆さまには、この決定に基づく利用者への対応・周知をしていただいたところであること、また、この決定に基づき、利用者の皆さまには、利用をキャンセルしていただいていること、さらには、業種や施設種別ごとのガイドラインを踏まえた対応や、「新しい生活様式」を生活の中で継続して実践することが求められていることから、5 月 15 日開催の茨木市新型コロナウイルス対策本部において、市主催（共催含む）のイベントの延期・中止及び公共施設等の対応について、現在の措置を 5 月 31 日まで継続することと決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、市公共施設の休館等の詳細については、別添「市公共施設の休館状況一覧表」のとおりであり、図書館について段階的に再開を進めるほか、その他の市公共施設についても、6 月以降の開館に向け準備を進めてまいります。

なお、令和 2 年 5 月 6 日付け茨市推第 233 号でお送りしています「コミュニティセンターの休館中に伴う協力依頼事項」につきましては、引き続き、できる限り、一週間に一回程度、施設の換気と点検を行っていただくことや、保守点検等における施設の開閉についてご協力いただきますよう併せてお願い申し上げます。